

*Working with integrity. Building trust.*

# 双日グループ 腐敗行為防止ルール

双日グループは、世界各国で取り組む全てのビジネスにおいて、贈収賄や汚職等のあらゆる腐敗行為を禁じています。双日グループ腐敗行為防止ルール\*は、双日グループ・コンプライアンス行動基準を補完するものであり、世界中の双日グループ各社において導入されています。

***New way, New value***



## I. 目的

近年、世界的に腐敗行為防止に向けた取り組みが急速に発展している。特に、米国の Foreign Corrupt Practices Act (以下「FCPA」という) および英国の Bribery Act 2010 (以下「UKBA」という) に代表される国内外の立法や規制に関する枠組みを変革する動きが、この流れを加速させている。そのような環境下、当社では、双日グループ・コンプライアンス行動基準を補完し強化するものとして、下記事項を盛り込んだ双日グループ腐敗行為防止ルール (以下「本ルール」という) を導入した。

- 日本の不正競争防止法、FCPA、UKBA をはじめとする、双日グループがビジネスを行う国・地域の腐敗行為防止関連法令 (以下これらを総称して「腐敗行為防止法」という) を遵守するにあたり、双日グループ役職員が守るべき行動基準および規範。
- 双日グループ・コンプライアンス行動基準を補完する形での、腐敗行為防止に関する説明。
- 本ルールに定める行動基準を実践し管理して行くための枠組み。

## II. 適用範囲

本ルールは、双日グループ全役職員に適用される。双日グループ役職員は、それぞれの職責の中で腐敗行為防止法および本ルールを遵守する責務を負う。

## III. 本ルールの実施

本ルールの運営責任者として、双日グループ各社に腐敗行為防止担当者を置く。腐敗行為防止担当者の職責には、腐敗リスクの評価、腐敗行為防止に係る研修の実施のほか、本ルールの適用・実施・遵守に関する懸念事項の自社の経営陣および双日株式会社チーフ・コンプライアンス・オフィサーへの報告、そして本ルール遵守を確かなものにするための監査への協力も含む。

## IV. 本ルールの内容

- 双日グループ役職員は、双日グループまたは関係者が不正な利益を得るため、またはビジネスを獲得または維持するために、直接、間接を問わず、政府関係者、取引先および取引先関係者を含む第三者に対し不正にその行為や意思決定に影響を与える目的で金銭その他の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をしてはならない。
- 双日グループ役職員は、職務遂行上の行為または意思決定の見返りとして、または役職員個人の利益と双日グループの利益が相反する状況となる場合には、政府

関係者、取引先または取引先関係者を含む第三者から金銭その他の利益を受領し、または受領することに合意してはならない。

- 腐敗行為防止の観点から特に注意が求められる以下の取引は、適切な社内手続に従い行われなければならない。
  - ・ 贈答品・接待・旅費の提供または受領
  - ・ 寄付および政治献金
  - ・ 代理店の起用
  - ・ 投資または共同事業
  
- 双日グループ役職員は、政府機関から定型的な役務の提供を受け、またはそれを円滑化する目的での政府関係者向けの支払（以下「ファシリテーション・ペイメント」という）を行ってはならない。ファシリテーション・ペイメントを要求された場合には、それを拒否すると共に腐敗行為防止担当者に対応について相談し、その指示に従わなければならない。但し、双日グループ役職員の生命身体への差し迫った危険を回避するため必要な場合は、ファシリテーション・ペイメント禁止の例外とするが、そのような緊急事態の場合には、ファシリテーション・ペイメントの実施後直ちに腐敗行為防止担当者に報告しなければならない。

## V. 内部統制の維持・徹底

双日グループ各社の会計帳簿は取引および資産の処分を正確かつ公正に反映した詳細なものでなければならない。また、全ての取引が関連諸規程および関連法令に則り行われていることが客観的に確認できるよう、適切な内部統制を維持しなければならない。

## VI. 報告

双日グループ役職員は、本ルールまたは腐敗行為防止法に抵触するまたはそのおそれのある行為について、行動基準に定められた手続きに従い、直ちに報告しなければならない。また、報告は、当社で定めたホットラインを通じて行うことが出来る。報告者に対して不利益な取り扱いをおこなってはならない。

## VII. 教育・研修の実施

腐敗行為防止担当者は、本ルールおよび腐敗行為防止法の遵守に関する教育・研修を定期的に双日グループ役職員に対して行う。腐敗行為防止担当者が適当と認める場合

には、代理店や投資または共同事業の相手方に対しても、本ルールの内容を通知し、または腐敗行為防止に関する教育・研修を行うものとする。

#### **VIII. 腐敗行為防止に関する監査**

腐敗行為防止に関する監査は、双日株式会社監査部により定期的に行われるものとし、当該監査の実施にあたり、双日グループ役職員は、監査担当者の要請に協力しなければならない。

=====